



# 第2期滑川町子ども・子育て 支援事業計画

— 概要版 —

## ●計画の基本理念

子どもはたからもの 親と地域がともに育むまち  
— 子育てファースト滑川 —

保護者と子どもは地域社会の仲間であり、子どもたちは次代の町づくりの担い手として、大切な町のたからものです。

地域社会が、すべての家庭の子育てを応援することができれば、保護者はゆとりを持って子育てに取り組み、子育てにより大きな喜びを見出すことができ、子どもたちの地域への愛着はより大きなものになるでしょう。

合計特殊出生率が埼玉県でトップクラスの滑川町は、子どもを中心にした「子育てファースト」の笑顔あふれる町づくりをめざします。

令和2年3月  
滑川町





## ●計画策定の趣旨

滑川町では、「子ども・子育て関連3法」の趣旨を踏まえ、平成27年3月に「滑川町子ども・子育て支援事業計画」(以下「第1期計画」という。)を策定し、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

その後、全国的に少子化が進行する中、依然として待機児童は存在しており、国は、待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」を前倒しで実施、放課後児童対策のさらなる推進を目指す「新・放課後子ども総合プラン」の策定、幼児教育・保育の無償化に向けた「子ども・子育て支援法」の改正など、子育て支援対策を加速化しており、自治体と地域社会が一体となって子育て支援に取り組むことが求められています。

こうした流れを踏まえ、本町では、第1期計画を検証し、さらなる子育て環境の充実を図るため、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とした「第2期滑川町子ども・子育て支援事業計画(以下「本計画」という。)」を策定しました。



## ●計画の位置づけ

### ○子ども・子育て支援法に基づく計画

「子ども・子育て支援法」第61条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。

「教育・保育提供区域」ごとの各年度の「教育・保育」の必要量の見込み、「地域子ども・子育て支援事業」の必要量の見込み、これらの提供体制の確保の内容と実施時期を定めます。

### ○次世代育成支援対策推進法に基づく計画

「次世代育成支援対策推進法」第8条に規定される「市町村行動計画」の性格を持ち合わせるものとして位置付けます。

### ○本町の関連計画に配慮した計画

上位計画である「第5次総合振興計画・基本構想」との整合・連携を図ります。

子ども・子育てを取り巻く施策は、保健、医療、福祉、教育、労働、町づくりなど、あらゆる分野にわたるため、関連する各分野の計画と連携・整合を図ります。

## ●計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

ただし、社会経済状況の変化や国の動向、町民ニーズなどを踏まえながら、必要に応じて計画を見直します。

| 平成27年度        | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度            | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------------|--------|--------|--------|-------|------------------|-------|-------|-------|-------|
|               |        |        |        |       |                  |       |       |       |       |
| 子ども・子育て支援事業計画 |        |        |        |       | 第2期子ども・子育て支援事業計画 |       |       |       |       |
|               |        |        |        |       |                  |       |       |       |       |

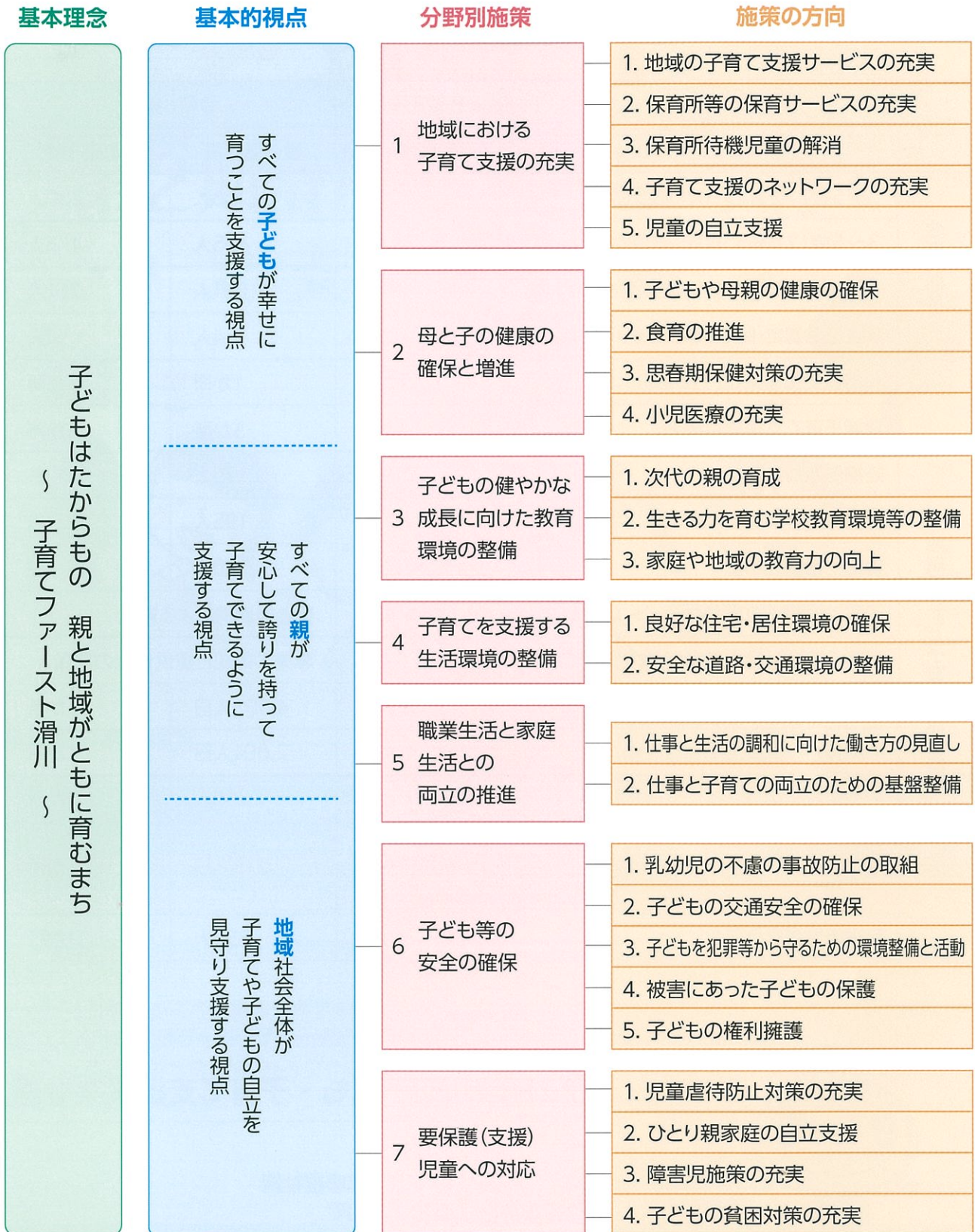






## ●施策体系

基本理念「子どもはたからもの 親と地域がともに育むまち」の実現に向けて、「子育てファースト滑川」を目標にこの計画を推進します。





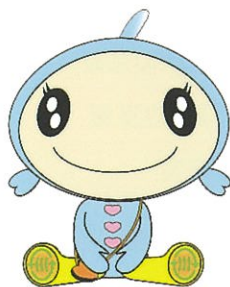


## ●事業の量の見込みと確保方策

アンケート調査結果を活用し、国の手順に基づいて算出した各事業の量の見込みとその確保方策は次のとおりです。

なお、本町の教育・保育提供区域は、事業の特性(特定の区域で対象者を分けない等)や施設整備の状況等を考慮し、町全域を1つの区域とします。

| 区分            | 事業名                                | 令和元年度 | 令和6年度         |      |
|---------------|------------------------------------|-------|---------------|------|
|               |                                    | 実施状況  | 量の見込み         | 確保方策 |
| 教育・保育         | 3～5歳(1号認定・保育の必要性なし)                | 271人  | 266人          | 280人 |
|               | 3～5歳(2号認定・保育の必要性あり)                | 345人  | 475人          | 475人 |
|               | 1・2歳(3号認定・保育の必要性あり)                | 195人  | 261人          | 261人 |
|               | 0歳(3号認定・保育の必要性あり)                  | 33人   | 54人           | 57人  |
| 地域子ども・子育て支援事業 | 利用者支援事業(母子保健型)                     | 1か所   | 1か所           | 1か所  |
|               | 地域子育て支援拠点事業                        | 3か所   | 3か所           | 3か所  |
|               | 妊婦健康診査                             | 180人  | 195人          | 実施   |
|               | 乳児家庭全戸訪問事業                         | 150人  | 195人          | 実施   |
|               | 養育支援訪問事業                           | 100人  | 120人          | 実施   |
|               | 子育て短期支援事業(ショートステイ事業)               | 未実施   | 県との連携による対応    |      |
|               | 子育て援助活動支援事業(就学児対象)                 | 170人日 | 事業の周知と提供体制の確保 |      |
|               | 一時預かり事業(幼稚園型)                      | 未実施   | 4,003人日       | 2か所  |
|               | 一時預かり事業(幼稚園型以外)                    | 未実施   | 2,801人日       | 1か所  |
|               | 延長保育事業                             | 6か所   | 245人          | 7か所  |
|               | 病児保育事業<br>(ファミリー・サポート・センター事業による対応) | 1か所   | 215人日         | 1か所  |
|               | 放課後児童クラブ                           | 8か所   | 355人          | 11か所 |



滑川町マスコットキャラクター  
ターナちゃん

## 第2期滑川町子ども・子育て支援事業計画

発行 滑川町

編集 滑川町 健康福祉課

発行年月日 令和2年3月

〒355-8585 埼玉県比企郡滑川町大字福田750-1

TEL:0493-56-2211(代表)

ホームページ:<http://www.town.namegawa.saitama.jp/>